

農業用機械の導入費用を一部支援します。

地域計画の実現に向けて、積極的に規模拡大を行う意欲があり、**省力化によるコスト削減や作業の効率化等に取り組む農業者**に対し、今後の経営発展に必要な「**農業機械**」や「**スマート農業機械**」の導入費用の一部を支援します。

申請受付期間：令和8年4月1日(水)から**9月30日(水)**

～ 予算額に達した場合は、受付を終了します ～

【補助内容】下表のとおり

【補助要件】経営面積を令和10年度までに、現状(令和7年度)より増加させる。

※補助対象者①～③・⑥・⑦は作業受託面積でも可、④・⑤は作業受託面積を除く

補助対象者	補助率	補助上限	備考
① 認定農業者	補助対象 経費の 1/3 以内	・農業機械(中古含む) 50万円 ・スマート農業機械 100万円	○1経営体につき、年度内1申請1機種1台。 ただし、本体と一体的に導入することが認められる 付属機器等は合わせて申請可能。 ○既存機械の下取り価格を除いた額が補助対象経費。 ○算定した補助金額の千円未満の端数は切り捨て。 ○補助対象経費に消費税は含まない。 ○補助対象経費(税抜)10万円以上のものが補助対象。 ★補助対象外となるもの ・汎用性のあるトラック、パソコン等 ・個人間の売買 ・リース契約 ・他の補助金等の交付を受けているもの
② 認定新規就農者			
③ 3人以上の農業者で 組織される団体 (規約を有している)			
④ 農業法人 (農地所有適格法人、 農事組合法人)			
⑤ 農業参入している一般法人 (市農業委員会が認定)			
⑥ その他市長が認める団体			
⑦ 地域計画上の「利用者」又は 今後「利用者」として位置 づけられる意思がある者		・農業機械(中古含む) ・スマート農業機械 10万円	

【注意事項】申請の際には、必ずご確認ください。

- ☐ 令和6年度及び令和7年度に当該事業を活用した方は補助対象外です。
※ただし、「認定新規就農者」または導入する機械が「スマート農業機械」の場合は、申請することができます。
- ☐ 補助金交付決定前に契約・発注したものは補助対象外です。
- ☐ 令和9年3月15日までに納品・支払を完了し、実績報告書を提出する必要があります。
- ☐ 補助事業を活用した場合、令和8年度～10年度までの3年間、毎年、達成状況報告書を提出していただきます。
- ☐ 機械の耐用年数の途中で離農または処分などをした場合、補助金返還となる場合がございます。

【申請方法】次の書類等をご用意いただき、市担当窓口へご提出ください。

- ☐ 申請書(農林課窓口で記載または市ホームページからダウンロードできます。)
- ☐ 購入予定の機械見積書2社分 (※中古の場合は1社、残存耐用年数を記載すること。)
- ☐ 購入予定の機械のカatalog
- ☐ 市税の納税証明書(未納がない証明)(税務課または各支所市民係窓口で取得できます。)

市ホームページ
二次元コード ↓

